

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-522856(P2004-522856A)

【公表日】平成16年7月29日(2004.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-029

【出願番号】特願2002-561113(P2002-561113)

【国際特許分類第7版】

C 2 5 D 1/08

H 0 1 M 4/74

【F I】

C 2 5 D 1/08 3 1 1

H 0 1 M 4/74 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月7日(2005.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 電着によって、電着浴中で電鋳型の導電部(14)に銅骨格(10)を被着させるステップと、

b) 被着させた銅骨格(10)を電鋳型から取り外すステップと、

d) 鉛の電着によって骨格(10)をさらに成長させてスクリーン材料(12)を形成するステップとを含む、

開口密度が1~20,000/cm²の範囲内の銅含有スクリーン材料(12)からなる、エネルギー変換装置での使用に適した電気導体の製造方法。

【請求項2】

ステップb)とステップd)の間に、電着によって骨格(10)をさらに成長させる中間ステップc)を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

骨格(10)の厚さが10~45マイクロメートルであることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

スクリーン材料(12)の開口直径が50~100マイクロメートルであることを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項5】

中間ステップc)で、Ag、Zn、Cd、Ni、好ましくはCuおよびPb、またはその合金からなる群から選択される金属の析出によって、骨格(10)をさらに成長させることを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項6】

ステップd)で、a+bが骨格の厚さ方向のさらなる成長を示し、c+dが骨格(10)の平面方向のさらなる成長を示すものとして、さらなる成長が、条件0.5(a+b)/(c+d)≤5に従うことを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項7】

電着鉛の表面層を有する銅骨格を含む、開口密度が1~20,000開口/cm²の範

囲内の電鋳したスクリーン材料で作られた集電器を含む太陽集熱器。

【請求項 8】

電着鉛の表面層を有する銅骨格を含む、開口密度が 1 ~ 2 0 , 0 0 0 開口 / cm^2 の範囲内の電鋳したスクリーン材料で作られた電極を含む電気化学セル。